流通業務施設

4 車線以上の国・県・市道並びに高速自動車国道のインターチェンジの周辺における流通業務施設に係る開発 行為等であって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。

- 1 対象施設は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する施設であること。
- (1)貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条 第6項の特別積合せ貨物運送にかかるものを除く。)の用に供する施設のうち、地方運輸局長が相当規模 なものと認定したもので、自己の業務に供する施設。
- (2) 倉庫業法(昭和31年法律第121号)第2条第2項に規定する倉庫の用に供する同条第1項に規定する倉庫のうち、地方運輸局長が相当規模なものと認定した施設。
- (3) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成 17 年法律第 85 号) 第 4 条第 2 項に規定する認 定総合効率化計画に記載された同法第 2 条第 3 号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、 貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第 6 項の特別積合せ貨物 運送に係るものを除く)の用に供する施設又は倉庫業法第 2 条第 2 項に規定する倉庫業の用に供する同 条第 1 項に規定する倉庫で認定業者が設置する施設。
- 2 立地については、次に該当すること。
- (1)上記1の(1)又は(2)の施設にあっては、次のいずれかに該当すること。
 - ア 原則として、4 車線以上の国・県・市道の沿道で指定した区域であること。
 - イ 高速自動車国道のインターチェンジの周辺の国・県・市道の沿道で指定した区域であること。
- (2)上記1の(3)の認定施設にあっては、高速自動車国道のインターチェンジの周辺の国・県・市道の沿道で指定した区域であること。
- 3 申請地の土地利用については、次に掲げるすべての事項に該当すること。
- (1) 申請地は、指定幹線道路に面し、かつ、路地状でないこと。
- (2)車両の出入り口は指定幹線道路から行い、幅員は8m以上で、かつ、一般の交通に障害をもたらせない計画であること。

流通業務施設に係る指定幹線道路基準

指定幹線道路については市長が以下の基準に基づいて指定します。

令和4年4月1日改正

指定幹線道路は次の各号に適合する区域であること。

- 1 立地については、次に該当すること。
- (1) 基準 17 1の (1) 又は (2) の施設にあっては、次のいずれかに該当すること。
 - ア 原則として 4 車線以上の国・県・市道、又は 4 車線以上の前者の計画道路で、すでに当該用地の取得が完了しており、暫定的に 2 車線で共用開の開始がなされている道路であること。
 - イ 高速自動車国道のインターチェンジ周辺の 2 車線以上の国・県・市道で、インターチェンジの出入り口と一般道が接する地点より半径 1 kmの範囲内で指定した区域内で、当該接点より原則として幅員9m以上で続く国・県・市道の沿道であること。
- (2) 基準 17 1の(3) の施設にあっては、高速自動車国道のインターチェンジの周辺の 2 車線以上のインターチェンジの出入り口と一般道が接する地点より半径 5 kmの範囲内で指定した区域内で、当該接点より原則として幅員 9m以上で続く国・県・市道の沿道であること。
- 2 優良農地を含まない区域であること。
- 3 住居系の土地利用が想定されていない区域であること。

施行期日 この基準は、令和4年4月1日より運用する。

特定流通業務施設指定一覧

<u> </u>	17-2	(1) - 7	<u> </u>
	-, -	(1) /	(/ 0 ,

市町村名	区域名	区域 の位 置	延長(km)	指定年月 日
伊勢崎市	国 道 17号 線 沿 線	(東側のみ)	0. 85	H 21.4.1
	(上武国 道)	境下渕 名字本郷 2986- 1 地先から境下渕名字根際 143-3地先まで		
計 (1区域)		0. 85		

流通業務施設指定一覧

流通業務施設に係る指定幹線道路基準に基づいて指定する指定幹線道路(1-(1)-ア、-イ)

区域名	指定、区域の位置	指定年月日
国道 17 号沿道	国道 17 号沿道	R4. 4. 1
	ただし、国道 17 号沿道の北側三和町 3206 番 9 地	
	先から豊城町 3624 番 1、南側三和町 2510 番 7 か	
	ら豊城町 2680 番1の区間を除く	
	伊勢崎インターチェンジ及び波志江スマートイン	R4. 4. 1
伊勢崎インターチェンジ及び波志	ターチェンジの出入り口と一般道が接する地点よ	
江スマートインターチェンジ周辺	り半径1kmの範囲で当該接点より原則として幅	
	員 9m以上で続く国・県・市道の沿道	

特定流通業務施設指定一覧

流通業務施設に係る指定幹線道路基準に基づいて指定する指定幹線道路(1-(2))

区域名	指定、区域の位置	指定年月日
	伊勢崎インターチェンジ、波志江スマートインタ	R4. 4. 1
伊勢崎インターチェンジ、波志江	ーチェンジ及び駒形インターチェンジの出入り	
スマートインターチェンジ及び駒	口と一般道が接する地点より半径5kmの範囲で	
形インターチェンジ周辺	当該接点より原則として幅員 9m以上で続く	
	国・県・市道の沿道	